

21佐監第28号-15
平成21年7月17日

請 求 人 様

佐倉市監査委員 松 林 勝
佐倉市監査委員 船 越 豊
佐倉市監査委員 押 尾 豊 幸

佐倉市職員措置請求について（通知）

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成21年5月20日付で提出された本件監査請求の請求書（佐倉市職員措置請求書）を受付けた。

2 請求の補正

平成21年6月5日付で佐倉市職員措置請求書（平成21年5月20日提出の補正）が提出された。

3 請求の受理

平成21年6月12日、合議により本件請求書の受理を決定した。

第2 請求の要旨

1 請求の趣旨

佐倉市が株式会社横打との間で締結した平成21年2月19日付業務委託契約（委託業務の名称 志津霊園（本昌寺）墳墓・家屋移転補償等調査積算業務委託）（以下「本件業務委託」という。）は、次に掲げる理由により地方自治法に違反しているので、同契約の履行を中止させるか、履行済みであれば担当職員に対し契約金額の0.5%相当額の損害賠償をさせるよう勧告することを求める。

2 請求の理由

（1）本件業務委託により委託した業務は、平成17年度に実施した業務と同一であり、そのときの成果を利用することができ、変更点のみを佐倉市の職員によって行うことが妥当であるにもかかわらず、再度委託するのは無駄な公金を支出したことになる。

（2）仮に、再度委託するとしても、業務委託した作業内容のうち「外部調査」及び「内部図面」は平成17年度に実施した成果を利用することができる

ので、少なくともこの分について再度委託するのは無駄な公金を支出したことになる。

- (3) 仮に、すべての業務を再度委託することが必要であるとしても、一般競争入札によって契約すべきであるにもかかわらず、随意契約によって本件業務を委託しているが、これは、佐倉市が定める「随意契約ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に違反している。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年6月23日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、地方自治法第242条第7項に基づき、関係職員が立ち会った。

これに対し、請求人は新たな証拠を提出し、本件業務委託の随意契約が違法であると陳述した。

2 関係職員の陳述

平成21年6月23日、志津霊園対策室の職員から陳述の聴取を行った。

その際、地方自治法第242条第7項に基づき、請求人が立ち会った。

3 監査の実施

平成21年6月26日、志津霊園対策室に対し監査を実施した。

第4 監査の結果

本件監査請求について監査を行った結果、合議により、次のとおり決定した。

(主 文)

平成21年5月20日付で請求があった地方自治法第242条第1項の規定による「佐倉市職員措置請求書」について監査した結果、下記の理由により本件監査請求については、同項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)に該当するとは認められないので棄却する。

(理 由)

請求人が本件業務委託契約の締結が地方自治法に違反するとして掲げる請求の理由は、次のとおり、いずれも理由がない。

1 請求の理由(1)(2)について

本件業務委託は、佐倉市都市計画道路3・4・15号勝田台・長熊線(以下「本件道路」という。)建設に伴う墓地移転補償の基礎となる資料を作成するためのものであるが、20年余の折衝を経た上で、ようやく平成21年1月30日、墓地の所有者である本昌寺との間で、同年11月を目途に墓地移転に関する最終的な合意をすることで合意(以下「本件合意」という。)

し、そのために金銭面での条件を整える必要から実施されたものである。

移転補償の交渉をする以上、補償の基礎となる正確な現況調査と、それに基づく積算結果が必要であることは言うまでもない。平成16年度から平成17年度にかけて同様の調査（以下「前回の調査」という。）をしたことは事実であるが、協議のためには、現況の変更、不動産の価格の変動等の可能性があることを無視することができない以上、最新の現況調査及び積算による時価金額の提示が必要であることは言うまでもないことである。

また、移転補償の基礎となる資料は、客観的なものでなければ、補償の相手方の理解を得ることはできず、請求人が主張するように、補償する当事者側の佐倉市の職員が作成すれば足りるというものではない。

2 請求の理由（3）について

本件業務を随意契約によって委託契約したことが、ガイドラインひいては地方自治法施行令第167条の2第1項に違反しないかを検討する。

（1）前述したとおり、本昌寺との墓地移転に関する最終的な合意の時期は平成21年11月を目途としており、そのためには、本件業務は、遅くとも同年10月中に完成していることが必要である。

本件合意は、前述したように、20年余にわたる折衝を経た上で得られたものであるが、仮に、本件業務が平成21年10月中に完成しないと、本昌寺との最終合意ができず、結果として、佐倉市にとって長年の懸案である本件道路の建設に重大な支障を生じるおそれがある。

そのため、本件業務を平成21年10月中に完成させるということは、佐倉市として、喫緊の事項であった。

（2）前回の調査を行ったときは、契約期間を1年間として業務委託を実施したが、作業期間としてほぼ全契約期間を費やしている。

一方、本件業務について設計ができたのは平成21年2月上旬であり、仮に、一般競争入札によって本件業務の委託契約をするとすれば、契約締結できるのは、3月上旬ということになり、作業期間としては7ヶ月余しかないことになる。

しかも、特殊な業務であり、また、十分な作業期間がとれないことを考慮すると、入札者がいないというおそれが多分にあり、そうなった場合、新たに見積り合せを行って随意契約をすると、作業期間は更に短くなってしまう。

（3）地方公共団体の契約は、地方自治法第234条で一般競争入札を原則としている。

しかし、一般競争入札によることが不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定

することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の目的、性質に照らし、それに相応する経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結する方が当該契約の性質に照らし又はその目的を達成するうえでより妥当であり、ひいては、当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、ガイドライン第2項の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると解すべきである。

そして、そのような場合に該当するか否かは、契約担当者の合理的な裁量判断によって決定されるべきものである。(最高裁判所昭和57年(行ツ)第74号参照)

- (4)とすると、本件業務の委託が一般競争入札によることが不可能又は著しく困難ということができないとしても、間違いなく平成21年10月中に本件業務を完成させるには、前回の調査を行い、適切に完成させた経験を有し、契約期間を短縮しても、期限までに業務を適切に完成させることが確実な業者を選定し、その業者と随意契約によって業務委託したことが契約担当者の裁量の範囲を逸脱したと認めることはできない。

従って、本件業務を随意契約によって委託したことがガイドラインひいては地方自治法施行令第167条の2第1項に違反するということはできない。